

第7回甲賀市投票区域編成審議会

【議事録】

○事務局説明

審議会に入る前に傍聴の皆様にお知らせいたします。本審議会におきましては、お静かにお願いを申しあげます。委員からの発言への同調や批判などはお控えいただきますようお願いいたします。大きな声を出すなど、審議会に影響を及ぼすと判断した場合は、退出をいただく場合がございますことをあらかじめご了承ください。

1. 開会あいさつ（副会長）

○事務局説明

本日の資料の確認をさせていただきます。「答申案」のみ1点となっております。なお傍聴の方々にも同じ資料をお配りしております。

副会長：それでは本日の審議会を進めていきたいと思っております。本日は事前に委員の皆様へ送付した答申案について修正や追加へのご意見を伺いたいと思っております。答申案について改めて事務局から説明をお願いします。

2. 答申案について

○事務局説明概要

1. 見直しに至る背景

① 少子高齢化と人口減少

少子高齢化や人口減少により投票立会人や投票管理者の確保が難しくなっている現状がある。合併以降、人口が約6,700人減少しており、少子化が予想を超えて進んでいる。そのため、投票区を95か所そのまま維持することが困難であり、見直しが必要である。

② 投票しやすい環境づくり

現在の投票所の中には段差やトイレなどが十分に整備されておらず、高齢者や特に車いすの利用者にとって不便に感じておられる。

感染症に備えるために必要となるソーシャルディスタンスが確保できる十分な広さを備えた施設において、車いす利用者なども安心して投票が行えるよう、バリアフリー化されたできる限り広い投票所への転換が必要となっている。

③ 不適正処理への要因

直接の見直しの原因ではないが、選挙事務に従事する職員として決して忘れて

はならないものの一つである。諮問において、過去に起きた不適正処理を防止するためには、選挙事務の効率化、合理化を念頭に投票区の編成も検討課題の1つであると位置づけられた。

④ 安全で安心な職員体制

合併以降、職員数が約 250 人減少している。これに伴い、選挙時には勤務が長時間に及ぶなど本来の業務に支障をきたす恐れもある。このことから常に災害対応と選挙の両側面も想定した職員体制を整えておく必要がある。

2. 投票所の数

上記の背景から、現在の 95 ある投票所を一定削減することはやむを得ない状況となっているが、諮問に合わせて示された 37 投票区への見直しは急激であり、地域によっては投票に行けない、投票を控えてしまうといった心情により投票率が低下することが心配される。そうしたことから、投票所は自宅から投票所までの距離が 3 km 以内であることや 1 投票区あたりの有権者数が概ね 3,000 人以内とする国の通達を遵守するとともに、一定の期間において地域事情を十分に考慮し段階的な見直しに努められたい。

3. 見直しに伴う支援体制

投票区域の見直しにあわせ、投票機会を確保するため次の取り組みを進められたい。今後の具体的な内容や制度設計については選管にて改めて検討する。

- ① 大型商業施設等での期日前投票所の開設
- ② 移動期日前投票所の実施
- ③ タクシー等による投票所までの移動支援
- ④ 共通投票所の導入

4. 投票率向上への取り組み

従来から周知は行っていたが、積極的な実施には至っていなかった。投票率を向上させるため次の取り組みを進められたい。

- ① 広報紙、あいコムこうか、ホームページ、SNS などの積極的な活用
- ② 区や自治会（自治振興会やまちづくり協議会を含む）への周知
- ③ 小・中・高等学校への出前講座の実施
- ④ 郵便投票や不在者投票などの既存制度の積極的な周知

※ただし、期日前投票は当日投票に行けない場合のみに設けられた制度であり、過度な助長は控える。

5. 投票管理人、同立会人の選任

現行の区長や自治会長に選任依頼されている地域については、地域住民の高齢化に伴い選任が困難になっている地域もあることから区への加入の有無に関わらず平等に選任できる方法への転換に努められたい。

6. 投票環境の整備

見直し（案）として示された小学校体育館は災害時の広域的な避難所にもなり得ることから、災害時の対応も想定しつつ、公共施設を優先した別の施設への検討を合わせて行うとともに、投票所になり得る施設については次の整備が早期に図られるよう要望願う。

- ① 施設のバリアフリー化
- ② 体育館への冷暖房設備の早期整備
- ③ 多目的トイレの整備

7. おわりに

当審議会では、令和4年（2022年）10月13日付、甲選管第352号において諮問を受け、示された投票区の見直しについて、これまで延べ7回の審議会を開催し審議を重ねてきた。

本市の投票所の現状を見ると、平成16年10月1日に旧5町が合併して以降、人口減少、高齢化などの社会構造が急激に変化する中ではあるが、見直しを行うことなく現在に至っている。

職員数は合併以降、20年が経過した現在、約250人減少し、一方で未知の感染症や突発的な災害、また風水害などの自然災害への早期対応など、行政に求められるものも多くなった。

そうした状況に加え、市役所は市民の皆様へ安全で安心して暮らしていただくために、災害の有無に関わらず、常に万全の体制を整えておく責務がある。

高齢化の進展、人口減少など、社会構造が急激に変化していく中、地域が抱える課題は様々であるが、誰もが安心して投票ができる環境、民主主義の根幹である市民の投票権を確保する必要がある。

審議会では本見直しに対して現状維持とする意見や示された投票所の数どおりの削減を可とする意見もあったことから、見直しにあたっては、できるだけ多くの市民の意見を反映できるよう、パブリックコメントの実施や、見直しに伴い投票所がわからないといったことがないように周知期間についても十分に確保するとともに、投票率の向上へ向けて引き続き積極的に取り組んでいただくことを念頭に、本審議会が出た意見については、今一度さまざまな角度から検討し、投票区域の見直しを進めていただくことを切に要望し答申とする。

副会長：事務局から説明があった答申案について、委員の皆様から追加や修正する内容、ご意見はありますか。

委員：「5.投票管理人」、立会人の選任について「区からも平等に選任できる方法を」と書かれている。区・自治会などは分かるが、マンションやアパートなどに住む若い世代は区に入っていないことが多く、水口では約50%の世帯

が加入していない。この未加入の世帯からどのように選ぶのか見えてこない。

事務局：方法として一つ考えられるのが一般公募です。ただ、これがどの程度周知できて皆さんに伝わるのか分からないところがあります。委員の皆さんの中でも良いアイデアがあればいただきたいと思います。区ではなく、まちづくり審議会、自治振興会にお願いすることも一つと考えています。

委員：まちづくり協議会などには選任について任せられるか分からない。そこが一番の課題と思う。一般公募で手を挙げてもらうのはありがたいが。一方、区はますます高齢化する。

委員：「6.投票環境の整備」、(1) 施設のバリアフリー化について、他にも聴覚障害や視覚障害の方もおられるので、「施設」だけに限定するのではなく、全ての方に対して配慮ができる文面にしたほうがよい。

事務局：ハード面だけではなく、ソフト面もバリアフリーを進めるということですね。

副会長：6 (1) については文言を訂正するということでよろしいでしょうか。

委員：「6.投票環境の整備」、(2) について、小学校体育館のみが投票所の候補になるわけではないので、「小学校体育館等の施設」にするなど、体育館に限定しないほうが良い。

副会長：投票会場の施設整備ということでよろしいでしょうか。

委員：これまで議論してきた論点が記載されていない。元々市が用意してきた資料の内容が書かれているようにしか見えない。話の中で個別に質問しているところもあるが、環境づくりとか数だとか市の職員で回せないという話だった。論点がずれている。人数が足りないから投票所の数を減らしたいということだったはず。災害時についても大規模災害時には選挙を中止することもできる。話し合ってきた市の意向については記載がなく、想定案がそのまま文字起こしされているように感じる。

また、オンライン化などのメリットについて触れられていない。理解ができる答申にはなっていない。劇的な変化を避ける処置をしていこうという話があった。「2.投票所の数」、の下から2行目「1投票区当たりの有権者数が～段階的な見直しに努められたい」となっているが、この書き方だと劇的な変化を避ける処置ではない。一度変更してみて、段階的に見直しをしていこうという風に受け取られる。それでは話し合っていた内容とは異なる。

「4.投票率向上への取り組み」、の「※ただし～過度な助長は控える」の部

分であるが、期日前投票の過度な助長について議論はしていない。本来の目的以外の利用をやめるべきだと言っている。そもそも期日前投票は、選挙当日に投票できない人が利用する制度であって「過度な助長」という文言でカバーできる話ではない。

「7.おわりに」、の人口を増やしていこうという話は単に事実であり、職員数の減少についての言及がメインであるはず。また、審議会のまとめがあまりにも弱すぎる。この文章をもっと詳しく書くべきだ。

今までの審議会に出てきた意見は確かにまとめられているが、本来答申は文章で書くべきものである。答申案がこの部分にまとめられているが、こんなに薄い内容でよいのか。現状維持及び削減を可とする意見は1票ずつだったはずで、それ以外の方は劇的な変化を避ける措置を望む、という意見だったはず。それが書かれていない。あまりにも恣意的な文章で、答申の案として受け入れられない。

事務局：あくまで案として示していますので、必要があれば修正させていただきます。具体的に修正案を提案いただきたいと思います。

委員：見直しの審議については佳境に入っていると理解はしている。これまで発言したことを撤回するつもりはないが、ここからまとめていくことになる。今回、答申案を事務局に作ってもらっているが、本来であれば答申というものは委員で作らないといけないものであり、会長主導で委員のヒアリングをして意見をまとめていくもの。会長が辞任してしまっていて、その工程が抜けている。傍聴人も他の市に比べて多く、市民の関心度も高いものである。しっかりとしたものを作らないと今後の投票率にも関わってくる。各委員は我々が作るものだという意識を持つべきである。

副会長：事務局が作った案をもとに委員のみなさんで作り上げるということですね。事務局案は今までの6回の審議会における委員の意見をもとに事務局で簡素化してまとめたものです。それについて、抜けているところ、訂正するところを指摘する、及び確認するのが今回の審議会です。

事務局：前々回から確認事項をまとめ、内容について審議会で話し合っ、答申にまとめ上げなければならぬと委員の皆さんで確認をしていただきました。今までの審議の内容を盛り込んだものを事務局、副会長と相談しながらお示ししています。これはあくまで案として提案しています。最終的に修正点があれば加筆、訂正、削除をしてまとめあげるということは前回も確認させていただきました。さきほども体育館のことなど訂正案をいただいています。今、指摘いただいた部分についても具体的な表現などご意見をいただければここで決めていただくなり、答申案として直していただければ結構だと思います。案についてご意見いただければと思います。

委員：副会長と話をする、「事務局に書いてもらう」となる。事務局からは「答申案のことなので委員と話してください」と言われる。私は誰と話をするればいいのかわからない。話が成立しない。そのため、さきほど「委員が（主体的に）決める話ですよ」と確認した。そのうえで今後どう処理するかということだが。

副会長：意見をいただいた訂正箇所を委員で話し合っただけで答申案とする、ということではよろしいですね。

委員：今回の諮問は「投票区の見直しについて」であるので、これについてのみ答申案を出すことが我々の使命であるはず。現状から投票区を見直してほしいという要請を受けているわけである。ただ、具体的な数については要請を受けていないので我々が適切な数を示すというのが本来の答申の趣旨だ。今回の心臓部は「2.投票所の数」である。他の部分は「こうしたらもっと投票に行くのでは」「こうしたら便利なのでは」という具体策である。投票者の減少に対して対策を提起しているだけで、我々が審議すべきは投票所の数である。投票所の数を見直してほしいと事務局から聞いている。このままだと数がおまかせになり、定まらない。何のために長い間審議をしたのか。

「7.おわりに」に「現状維持とする意見や示された投票所の数どおりの削減を～」と書いてあるが、審議会の状況・雰囲気だけを伝えているだけである。実際は違う。実際は過激に減らされては困る、という意見が多かったはず。確かにこの案に賛成する意見もあったが、多数は最初に示された37投票所にされると困るという意見だったはずだ。その意見がこの案には反映されていない。これだったら「このような意見がありました」と伝えるだけの答申になってしまう、審議会としての使命を果たしていない。

私が考えているのは3km以内、3,000人以内の基準をもとに投票所の数を具体的に示してもらい、地域事情を徐々に考慮する。地域事情とは人口減少と少子高齢化。具体的には65歳以上の住民が占める割合を出してもらい、交通の便が損なわれる地域かつ、高齢化が進む地域は配慮が必要であるというのが地域事情だと思っている。そのために膨大な人口問題研究所の資料も出してもらっている。資料を基に判断していく、これが本来の市の姿だと思っている。地域事情に配慮したことが市民の皆さんに見えるようにしないと説得力がない。資料としては、「3km以内」「3,000人以内」という数を示し、地域事情で高齢化率の高いところに対して配慮した、とした案に立脚するのが本来の審議会の姿だと思う。もし今後パブリックコメントを実施することになったとき、事務局が考えた数が答申に示されていたら審議会で審議した内容がどのように反映されているのか、ということになり、市民に説明がつかない。市民には見える形で答申を出すべき。市民が納得するかわからないかは別の話。今、述べたような投票所の数を具体的に示し、地域事情を勘案した答申にすることができるのか、お答えいただきたい。

副会長：事務局作成の答申案として出ていますが、数などをどこまで書くのか、一つひとつ皆さんと確認していくということでもよろしいでしょうか。

委員：投票所の数がこれだけになるから、補助的にそれに対してこういう対策が必要であるなどという話の流れにすべき。環境整備の議論が先走って、投票所の数についての議論が後回しになってしまっている。

副会長：確かにそうです。諮問内容は投票所の数を減らすことで受けています。それに対し、委員の要望を受けて今回の答申案になっています。ここから①または②どちらの内容がよろしいでしょうか。

①各委員の詳細な要望を答申案に記載する。

②大まかに「減らすことについては理解した。ただ、それについて激変緩和措置をとってほしい」とする。

委員：諮問内容自体が間違っている。諮問内容には「減らす」とは書いていない。「将来を見据えた新たな投票区域の編成」について審議してほしい、と書いてある。ただ、「人口が減る、環境を変える」など投票区を減らしていったほうがいい趣旨のことは書かれてある。そのため、減らすことについては読み取れるわけではなく、両方とも読める。

95か所を37か所に減らす可否を問うのが本来の諮問であるべき。この諮問は前提として減らすことが念頭にありながらも具体的には「減らす」と書いていない。この諮問に対しての答申を作成するのは非常に注意が必要。

委員：今回の答申案の中に「現在の95ある投票所を～諮問に併せて示された37投票区への～」という数が出ている。諮問の中に37という数があれば審議の軸になるが、審議会の中で示された数であり、諮問の中にはなかった。認められる数ではないのではないのか。

委員：諮問の段階では具体的な数は出ていない。37というのは諮問が出てから市が作った案である。議事録とともに37という数が出ている資料が公開されていたとしてもそもそも37は事務局の意向であって、諮問ではないということ。もともと95か所を90か所にしようという議論と、37か所にしようという議論で話す内容は異なる。ホームページに数が公開されているようが諮問ではない。37という数を言及した答申にしてしまうと諮問と答申が違う。前回も意見をとられたが何の意味もない。だから事務局にも諮問からやり直すべきと以前伝えた。どうしても37か所にしたいのであれば「37か所にしたいのですか」という聞き方をすべきだった。それであれば諮問にはシンプルに答えられる。

副会長： 諮問内容が漠然としているということですね。

委員：これほど大変な会議になるのかという意見。区長会長として出席している以上、区長会があったとき、現在の審議会のことを以下のように伝えた。

- ・甲賀町は投票所の数が75%減少で自治振興会単位での編成を検討している
- ・3km以内、3,000人以内に重きを置いて検討してほしいと要望した

しかし皆さんあまり関心がなかった様子だった。というのはそこまで詳しい情報を各区長に伝えていなかったためである。「あまり詳しい情報までは提供する段階になっておらず、現在議論が進行中なので、決まったらお話しさせてもらう」と伝えた。詳しい内容を伝えるとなると具体的な投票所の数などを審議で決める必要があるのでは。再編にかかる様々な支援体制については、本来ならここで議論する必要がないのかもしれないと感じる。そこは選管で考えてもらうところなのではないか。あくまで投票所の数に重きを置いた審議会にすることでよいのではないか。

委員：最初から関わっておらず、途中からの参加のため、投票区を減らさないといけない理由を聞いて、削減も仕方がないと思っていた。ただ、一度に37か所に減らすことには疑問はあった。私の地元でも、職員や投票所の数が減ることについては話をしている。また、答申については事務局が作った案を修正して完成させる認識をしている。

委員：漠然とした諮問だから漠然とした答申でつり合いは取れているのではない。具体的な投票所の数は選管が定めることである。減らすのはやむを得ない、という答申をもとに、7回の審議会の内容は選管がしっかり把握しているはずなので、やむを得ずこの投票所の数にすることになる、と答申を出し、パブリックコメントを考えるのではないか。漠然とした答申でもいいから早く出してしまって、次の段階に進めることが必要。

委員：私は以前から人権の観点から見ている。バリアフリー化や共通投票所という文言が入っていたが、オンライン化については入っていなかったので案に盛り込んでほしい。ただ、投票所の数についてはこの審議会だけで決めるのは難しいため、急激に減らすことを避けてほしい等の意見が入っていれば選管で具体案は考えてもらえるのでは。

委員：さきほどの37か所についてだが、当初から諮問に示されていたのではなく、今回の案に「諮問に合わせて示された37投票区」と書かれており、実際37か所にすることは急激すぎるため、段階的な見直しとしてこの答申案でよいと思っている。具体的な数までは不要だと思う。

委員：答申案は大体これでよいと思う。審議会がこれだけ開いてもまとまらなかつ

たということで一旦区切らないと地区代表の区長が変わってしまい、また話がふりだしに戻る懸念がある。各区長が地域に審議会で決まったことを伝えないといけない役割がある。何十回審議会をしてもまとまらないと思う。答申案の中に10年くらいのスパンで見直しをする、ということをも明言しないと状況が変わってくる。

委員：諮問に対する答えになっていない。市民委員は来年度変更になるか。

副会長：市民委員の任期は「審議が終了する日まで」となっています。ただ、区長代表としてお越しいただいている方が5名おられます。この方々も構成区分としては「市民を代表するもの」となっているので、極端なことを言えば区長代表としての任期がこの3月で終了しても、市民代表として続投していただくことは可能です。区長でないといけないとは書かれていません。できれば区長をされている3月まででこの審議会も終われば一番望ましいとは思っています。

繰り返すようですが任期が変わって昨年4月からこの審議会に参加いただいているのですが、本来であれば昨年度の区長代表の方々に継続していただくのが望ましい形でした。今年度の区長代表の5名の中には途中から入っていただいた方もあり、諮問内容など文面では読んでいただいているのですが、諮問の説明などがあった当時の空気感などを感じないまま参加いただいていることについて申し訳ないと感じています。

委員：項目が多すぎるように感じる。「1.見直しに至る背景」などは諮問にも書いてあり、内容が両方で少し違う。この議論は未来に残るので少なくとも議論は尽くすべき。これによって投票率が変わったり、便利不便が変わったりしてくるので時間をかけて審議するのは当然。私は市民の代表として参加している。

委員：昨年から関わってきたが、審議は大変だなという印象。水口のことを考えると20年前と全く環境が違う。空き家がどんどん増え、高齢化が進んでいる。一方で近くのマンションには若い世代が住んでいる。投票率を上げないといけないが、投票所の再編も考えていけないといけない。投票所が減れば今までかかってきた経費も減るはず。その余った経費を投票所に行けない人に使ってほしい。甲賀市全体の予算を見ても非常に厳しく、何億円という借金を抱えている。先日新聞で読んだが県内他市の予算は、その多くが子育てに取られている。どの市町村も予算がひっ迫した状態であり、すべてのことを考えると投票所の数は削減をしないと難しいのだろうなと理解できる。あとは選管で見直ししてもらえればよいかと思っている。

委員：答申案を審議している段階だが、答申がないまま審議を打ち切ってもよいか

と思う。

副会長：この状態で審議を打ち切ってしまうということは答申案を提出しないということですか。

委員：はい。

副会長：ただ諮問を受けていますので、あくまで減らしていくことを念頭に審議を進めてきましたが、減らすための要望、意見を示してもらってきました。この意見というのは市の予算のこともあり、設備を整えてくれと言っても事務局だけで決められることではなく、体育館のことであれば教育委員会の管轄ですので予算の配分の問題にもなります。個人的な考えとしては、今まで審議会に出てきた意見や要望については抜きでもよいのではないかと考えています。

しかし、投票所の数についてはいきなり 37 か所にするのではなく、激変緩和措置をとりながら徐々に進めていただく。皆さんも市民の代表として出てきていただいています。個人的な意見ではなく、地域性や地域の状況を踏まえたいうえで意見を述べていただいています。今後パブリックコメントを実施すればたくさんの意見が出てくるかと思えます。そういったものは反映されると期待すればよいのではないのでしょうか。

投票所の数を減らしていくという諮問に対しては「受け入れました」という答申案でよいのではないのでしょうか。支援体制や取り組みについての意見を答申に盛り込むか否かについて、議論してきた文言は、それを読む相手の受け取り方によって変わることもあるので、あまり事細かに書くのではなく、大まかな内容の記載でよいと思っています。

委員：事務局に聞くが 3km 以内・3,000 人以内という基準を当てはめたときに投票所の数はいくつになるか。

事務局：56 か所になります。

委員：審議をする基準はこれだと思っている。56 か所は国の基準である。ここに甲賀市の事情を考慮するのかどうか。最低限の基準である 56 か所を甲賀市では 37 か所まで減らすということについては、基準点を示さないと審議会の委員として意見を言えないし、地元の事情だけを考えて「分からない」では成り立たない。56 か所を基準として、甲賀市が 95 か所では成り立っていないのなら地域事情を踏まえ、高齢化率などを見ながら一定期間様子を見て判断をしていくのがよい。20 年 30 年先をこの審議会で見据えることは困難。

他の委員会も同様で、20 年後不便になることについて、今対策を立ててく

ださいと言われる。だから我々は見直し期間を 10 年と言っている。地域事情を勘案しながら一定期間状況を見ながら判断していくのがよい。

この審議会でもいろいろな意見があるが、国の基準に基づいて判断すべきだと思う。

副会長：今の話をまとめますと、審議会として投票所の数について答申を出す。事務局には 37 か所と提案していただいていたが、急激に 37 か所に減らすのではなく、国の基準に基づいて算出された 56 か所を基準として、答申を出すということですね。

委員：37 か所というのは自治振興会単位に基づいた数。それはあまりにも変わりすぎる。一方、56 か所に審議会で決めるといっても具体的な数を出すにはデータがない。そのため、答申には具体的な数を出さなくてもよいと思う。できれば 56 という数が出せればよいと思うが、この場では困難なのでは。

副会長：事務局側にも自治振興会単位という思いはあると思いますが、地域によってまだまだ自治振興会が機能していないところもあります。自治振興会が存在はしているが、実際は区単位など細かな単位で動いているところも多くあります。自治振興会でまとめてしまうと地域によっては難しいかなと思います。

委員：現状、区単位で動いていて自治振興会が機能していないのであれば、なおさら投票区を減らすのは危険。副会長ご自身の個人の意見として述べられているのであれば注意願いたい。

甲賀市の将来について、現状何が「痛み」になるか。今回の案の「諮問に合わせて示された 37 投票区」についてだが、選挙というのは民主的にあらゆる有権者が投票できることが大切。そのうえで諮問に合わせて示された投票区の削減をする場合、支援措置を行うことになるが、投票率が絶対に低下しないということが言い切れるのか。というのは諮問の中の前半 5～6 行目に投票率低下の懸念事項が書かれている。

これ以外に関しては投票率が低下しないということが前提に来るはず。事務局が示した案は絶対に投票率の低下を招かないことを前提に書かれていたのか聞かせてほしい。

事務局：投票所を減らすに当たって投票率が低下しないための方策として示させていただいています。しかし、絶対的に投票率が低下しないと断言はできません。

委員：では「絶対」を抜いて、投票率が低下しないように組まれた資料として解釈していいか。案を作るうえで投票率が低下しないことを前提に作られた案か確認したい。

事務局：案としては投票率が下がらないように作っています。

委員：事務局としては投票率が下がらないように作ったということで確認した。これは民主主義の根幹に関わってくる。何するにしても投票率を下げないように作るのが大事だと思う。答申についても投票率の低下を防ぐことを前提に作成すべき。この部分を答申に含めていただきたい。事務局も低下しないと明言している。

投票率と経費は天秤にかけていいものではない。投票率を上げていくことは甲賀市を守っていくこと。よりよい議員を選出していく。避けてはいけない前提。

そういう観点からみると、「1. (4) 安全で安心な職員体制」に「本来の業務に支障をきたす恐れ」と書かれているが、選挙事務は本来の業務ではないのか。どう考えても選挙事務は本来の業務である。投票率がないがしろにされては絶対にいけない。

また、もし投票率が下がらないのであれば37投票所でも構わないと思う。

-----10 分間休憩-----

副会長：では、再開します。前半皆さんから意見をいただいた中で、答申をどのようにするかですが、一番この審議会で考えるべき内容は投票所の数だと思います。皆さんから意見があったとおり、95か所から37か所にいきなり減らすのではなく、国の基準で見ると、56か所という数が出てきます。ただこの56という数は地域事情などを考えたうえで、選管のほうで、最終の数をだしていただくのがよいのではないかと思います。それに対して、投票所の数、基準の数がでてくることによって見直しに背景が見えてくると思います。答申に書かれている背景ですが、選挙業務も本来の業務であるので、1. (4) はもう一度見直しの必要があるかと思えます。答申の「3.見直しに伴う支援体制」～「6.投票環境の整備」は具体的な内容になってきますので、協議することによって、審議会で受けている諮問の内容からは少し外れるので、記載を見直します。また、「おわりに」についてという部分ですが、諮問の中でもありますように投票率を低下させないことが最重要です。投票所が減ることによって投票率が落ちることはいけないので、「7.おわりに」に追記をさせていただきたいです。以上が前半皆さんからいただいたご意見をもとにまとめてみたのですが、今の内容について、補足ご意見などがありましたらお願いします。

委員：今提案いただいた内容は賛同。見直しの背景は不要である。諮問で背景がすでに書いてあるので、いきなり投票所の数を書くほうがよい。この数の根拠として、国の基準で見直すと56か所となること、甲賀市の地域事情等を考

えて減少数を緩和するということによい。ただ、段階的な見直しに努められたいということでは「これ以上減らしてください」と示唆する答申になってしまう。我々の審議会は何を基準として減らすかを決めとかないと、どんどん減らしてくださいと示唆する答申になってしまう。この審議会で15年先のことを暗示する必要はない。

副会長：今回の審議会の中では一定の期間というのは10年を目途に出していただき、地域事情は甲賀市全体として、事務局で地域事情を考慮したうえで基準の56カ所という数をとるということですね。

委員：先ほどから56という数がでてきているが、56カ所というのはもともとの37カ所に、第6回の時につけられた資料で見直し後3km以内に×がついた数を加えた数を足されたものである。一カ所にまとめるから3km以内になるが、同じ近隣の地域で組み合わせれば56カ所も作らなくても、もう少しまとめられると思う。今56カ所まで減らそうとすると、有権者が100人以下の投票所も残るので、3km以内は確保しつつ、再編後の投票所までの距離が3kmで×がついたところを追加するのではなくて、3kmを超えないように再編後の投票所を違う場所にすれば減らせると思う。安易に56という数を入れてしまうことは審議会としては責任が持てない。

副会長：確かに前回の資料で、3kmという区切りの数なので、地域事情を考慮するのであれば、きれいに56という数にはならないと思います。

委員：数の議論は現状難しい。選管がいかなる措置、施策をとったとしても止めることは難しい。ただ、どういう施策をこの先とられたとしても、投票率の低下は招かないようにするというのが大切。委員の皆さんは投票率が増えたらいいと思っている。見直しの背景はいらないと思う。短い文章になるが、「今後どのようなことをするにしても、投票率の低下を招かないように実施すべき」という内容ではだめなのか。この先、市がどのような対応をとっても、この点だけは気をつけるように、と書けばよい。そして、市民は市が行う施策において投票率のチェックをしたらよい。投票率が低下しない、かつ、より便利になるよう併記する形になる。それであれば同意されるのではと提案する。

副会長：答申については、諮問いただいている投票所の数を減らすということに関しては委員の皆さんは賛成しています。

委員：減らすかどうかは諮問には書かれていない。事務局から提案はあるが諮問に書いていないので、それについては議論をしなくてよい。大事なものは市が減らしていかないと仕方がないと思った場合においても、投票率が下がらない

ことを前提に実施してくれとこの審議会で言えればよい。

副会長：今後、投票所がどのようなになるかではなく、投票率が下がらなかつたら、どんな施策をしてもよいということですか。

委員：不便になると投票に行かなくなる。タクシー等の支援体制は投票率を下げないためであり、下げないことを前提として話を進めていたはずだ。

委員：投票率は状況によって変わってくる。投票率の話はなかなか難しい。我々は遠い所にある投票所に行ってもらうためには、いろいろなサービスをしていかなければいけない。数が減ってもサービスはしていくことを書くべき。

委員：聞いたことがあるが、期日前投票所は一つの投票区で2割か3割ぐらいが投票している。他は当日の投票所に行かれる。投票率は約60%だが残りの方は行かない。感情として投票所がなくなったら行かないという方がいると思う。いろんな施策をしても、ある程度反発する人はいると思う。そのため、投票率を下げないと断言はできないと思うし、選管事務局はかなりプレッシャーを感じるはず。投票率が下がったら事務局が責められることになるので、そこまでの制約をここに書いてしまっているのかは疑問が残る。

委員：事務局がプレッシャーになるなら、もともと下がるつもりでやっているということか。それはおかしい。投票率はやはり大事。投票率を下げるために反発して行かない訳ではなく、行けなくても行けない人もいる。そういう人達のことを思うと投票率を下げないための努力はすべきで、かつ、この審議会は事務局のためのものでなく選管の委員長からでている諮問に対する答申なので事務局に配慮して書く必要はない。

副会長：投票率を低下させないという文言を入れるべきだということですね。

委員：諮問に書いてある将来を見据えた新たな投票区というのは、投票所の利便性を向上して、新たに地域割を考えて市民が便利に投票に行きやすいように考えてくださいと読み取るのか、見直しによる削減をしてくださいということなのか2つの読み方がある。方向性が示唆されていない。諮問理由のところからいうと将来を見据えた投票区の再編をしてくださいとなるが、本来なら現状の数を変更する考え方で諮問してもらえれば95カ所について議論ができた。ところが、なぜ56という数を言うかということ、37投票区という形が表にでていてからです。市民の皆さんも37投票所になると思っている人もいますので、それに対してこの審議会で決めた投票所の数を答申に書くほうがよい。

委員：投票所の数にこだわる方がいるのは分かっている。

委員：立候補者や関心度の関係で投票率は変わるので、今おっしゃっていることは選管事務局の努力義務だけで、投票率を下げるなどというのは極論すぎるかと思う。

委員：関心があれば行くということなら37という数も容認していいということか。

委員：37か所について容認はしていない。どんどん投票率が落ちていると実感している。投票所を37に減少するのは反対である。

委員：数を書くこと自体、不要かと思う。

副会長：数というものはあくまで目安であって、出すことによってそこに当てはめないといけません。そうなってくると、地域性的問題もありますので、数では表せません。この先も変わってくると思います。出し方としては選管のほうにも一定の基準の数を出すことによって見直ししてもらいやすいかと。諮問のように受け取り方次第でどうとでもなる漠然とした答申案は出したいと思いません。

委員：十分な時間があれば、初期案で示された数と現在の数にのみこだわるのではなく、3km以内で、かつ、アクセスがいい投票所を決めて具体的な数を出すことが好ましい。しかし実際は審議を尽くす時間がなく56という数も3km以内を確保しているわけではないので、説得力が弱いかなと。

委員：3kmを超える投票所は19か所あるので、37に足して56になるという数では。

委員：ただ、近くの投票所を合併したうえでの19か所ではない。同じ自治振興会の中で、真ん中である投票所を選ぶことによってこっちにも3km、こっちにも3km超えてしまうことがあるかもしれない。しかし、その中央の投票所を外して、適切な箇所に設置できれば2カ所の投票所で済むかもしれない。

副会長：今の話をまとめますと、95か所から甲賀市の事情を勘案すると37か所になるが、国の基準を考えると56か所になる。しかし実際に見直しを検討したときに56か所になるのか60か所になるのか分からないが、今からこの審議会ですべてを審議するのは困難だということですね。

委員：もともとの答申案では「95か所から37か所に削減するのは急激なので投票率の低下が心配される、そのため国の基準を順守しつつ、地域事情を加味

しながら」と書いてあるので、基本的にはこの案でよいと思う。

副会長：95 か所から 37 か所に減らすのは急激です。それを国の通達をもとに 3km3,000 人という数を踏まえたうえで、地域事情などを考慮し、投票所数の削減をしていただきたいということでしょうか。

委員：削減ではなく見直しです。

委員：「基本的な基準と地域事情を考慮して見直しをされたい」という書き方でいいのではないか。

委員：56 か所でもいいが、すでに 37 という数が広がってしまっていることが問題。37 という数がなければ 3km、3,000 人の基準でよかった。37 という投票区の数で周知されているような状態になっており、事務局から提示されたということになる。当審議会は 37 という数を念頭に置きながら審議したことになる。だから国の基準に従った 56 というのが標準の数になるが、考え方によっては 55 にも 58 にもなる。それが俗にいう地域事情というところになる。どちらの投票区に入ってもらうかを考えるのは選管の仕事であって審議会の仕事ではない。そういう点も含めて 56 という数にこだわりはない。

副会長：必ずしも 56 というわけではないということですね。ただ 37 か所に減ってしまうことには抵抗があるということですか。

委員：具体的な数を出さずに答申を出してしまうと、パブリックコメントを実施した際、具体的な数が出てこないと思う。今は 95 か所あるが、いったいいくつくらいならいいのか分からないと思われるので、ある程度目安となる数はあげておいたほうがよい。地域事情でプラスマイナスになる部分はあると思うので、56 か所という基準の数はあげておいていただいたほうがありがたい。補足的な部分で、パブリックコメントを出すときに事務局が提示する資料はどういったものになるか。この答申を出すのか、新しい投票区の地図を出すのか。

事務局：パブリックコメントを出すときには答申を基本とし、選管で検討した結果の数で出すということになるかと思えます。今は 37 で出しておりますが、審議会のほうでは 3km3,000 人を基準に検討し直してくださいということであればそれを基準にもう一回数を出し直して、それが 56 になるか 60 になるかは分かりませんが、その数で投票区域を再検討して出すということになります。

委員：要するにきちんとした数とエリアを示すということか。

事務局：そうです。

委員：そのうえで56か所という基準については不要と言われるのか、そこから数が変わるのか、事務局の考えを聞かせてほしい。

事務局：56という数を出していただいています。委員がおっしゃるようにそれぞれの投票区を見直した時に、今の37か所の投票所の位置からの3kmというのを見ていますが、(56か所に)置きなおした際に町をまたいで地域のほうが近いなどがあるかもしれません。また、投票所となる施設を変えることで、3km以内に入ってくることもあるかもしれません。そういったところを考えたときに56か所とはっきり出してしまうとどうかと心配するところです。

副会長：今の投票所からみると、自治振興会単位になるのか、町をまたいで甲南ですが水口に行ったほうが近いという方もいらっしゃるかと思います。ただ、今の時点では投票所に関しては町域を越えることはできないということですよ。

事務局：そうです。

副会長：市内のどこでも投票できる共通投票所を採用いただくのであれば、56か所よりもっと少なくなる可能性もあります。ただ、それはここで議論すべきことではないことですね。

委員：諮問の内容に関して「事務局案について審議会に諮問いたします」なら理解できるが、そういう話ではない。事務局の意見を答申に反映する必要は全くない。やらなければならないことは、自分たちの頭を使って考えること。投票所の数はあくまで事務局案であり、審議することではない。

投票率が下がる懸念があるから下がらないようにするにはこうしていきましようという話をしている。投票率を下げないようにしてくださいといえはいい。対策は市が考える。ベースは投票所の数において投票率が下がることが心配されると書かれている。「そうしたことから…」と対策を書いていく。こちらが示さないといけないのは、ここは気を付けてねというだけのこと。案を精査したら大変なので、シンプルにいきたい。これをまとめると、案としては投票率を下げないように何らかの対策を講じてくださいというだけの話だと思う。

委員：37という数が出ている。これでいいのではないか。56という数はどこにも出ていない。3km3,000人を考慮して56か所になろうが構わないのではな

いか。37 か所の根拠は何かしら出してもらった方がいいが、しかしあまりにも急激なので検討しますということではないか。投票率については関心がないから減ってきているのであって、投票所の再編も影響はあるかもしれないが、そこまで考える必要はないと思う。

副会長：委員がおっしゃりたいのは投票率が下がらないようにというのは今の段階で減らされて行けない方々の投票率を上げるのであって、候補者等とは関係ないということでしょうか。

委員：投票率が下がることが懸念される。確かにそのとおりだが、投票所の削減をするから下がるということではないのではないか。

副会長：「37 の投票区の見直しは急激であり」の部分はそのままでいいということでしょうか。

委員：37 という数の根拠は示してほしい。ただ、37 という数は少ないので、3km3,000 人という基準をもとに見直しをしますということで、何ら問題はないと思う。

委員：委員の言うこともわかる。投票率を下げないようにしてほしい。ただ、諮問の内容が、その点を聞いているわけではない。見直しをしてくださいと頼んでいる。投票率を下げないようにしてください、という答えは少し違うと思う。

委員：ありとあらゆる施策は打ってほしい。それは市が自由に作成してもらって構わない。ただし、前提として、投票率は下げないでくださいねということ。将来やろうとしていることを阻んでいるわけではない。来られない方たちに対してありとあらゆる施策をすべき。タクシーやバスだけでは十分でないかもしれない。たとえば、避難所の話もあったが、避難行動計画において、地域市民センターに避難する、自主避難所に避難するということがうたわれている。しかし場合によっては、「心配だったら電話ください」「電話もらったら自宅まで迎えに行ってみる一むまで送ります」ということがアナウンスされた。聞いていた話とは違うが、手厚い措置をするためにそうした。より手厚くする行為については何も悪いことはない。自力では逃げられない人たちが逃げられるように努力した。それは良いこと。それと同様に来られない人たちをどうするかというのは考えておかないといけない。数を減らしていいといったものの、投票率が下がったら何の意味もない。お金と投票率をトレードするのかという話になる。コストを減らしつつ、投票率を維持もしくは上げる必要がある。それをしっかり明記しておくだけである。それに応じて市が仕事として考えなければならないのは投票率を下げない工夫をしつつ

サービス向上につなげるという2つ。この考えがなければコストだけに注目し投票率はどんどん下がっていく。投票に行きたくなるような人がいないとかそういう話は前提としてしてはいけない。この先、市が行うサービスについて37か所にして投票率が下がらない、これはとてもいいこと。数の記載は不要だと思う。そのうえで市はありとあらゆる策はとれるので、投票率を下げることなくやってもらえればいい。

委員：投票率を下げないこともそうだが、見直しに伴う支援体制のところに文言として付け加えればいいのか。

委員：そのとおりで、書き方は但し書き等で「ただし施策を打つ場合は投票率を下げないことを前提としてください」と記載をお願いしたい。

副会長：「3.見直しに伴う支援体制」のところに投票率のことを書くということですね。

委員：もしくは終わりの部分に。

副会長：今の話は、投票率の低下は投票所を見直したことにより、今まで投票に来られていた方が来られなくなって起こる投票率の低下を避けたいということですね。ただ投票率の数だけを見てしまうと候補者によって、その時の選挙によって投票率というのは変わるということもあるので、数だけを見るときに「投票率を低下させないため」と書いてしまうと、投票区再編が原因か、その選挙への興味が原因かどちらの数かというのが見えないので、そこを考慮してこの文言が必要かどうかを考えるべきということだと思います。「3.見直しに伴う支援体制」のところに、「投票率の低下を避けるためにこういった手段を」と書くのがよいのではないかと思うのですが。

委員：投票率を維持する選管の努力義務があることを意識してもらおうという点でいいと思う。3km、3,000人という部分で答申することであれば問題ない。ただし「段階的に見直し」という点は、「将来も見据えて段階的に」と受けとられてしまう。そこは譲れない部分なので検討をお願いしたい。

副会長：「段階的な」という文言は消すということですね。いま皆さんからいただいた意見をもとにもう一度文章化させていただきます。

委員：納得できていない方は有志で集まってもいいのではないかと。現時点でのまとめをしたい。

副会長：答申としては投票所の数というのをしっかりと明記させていただいて、「現

在の 95 ある投票所は一定削減することはやむを得ない状況だが、諮問に合わせて示された 37 投票所への見直しは急激であり、「地域によって」という文言は生かしていく方向で、一定の期間ということで、数は提示しない。地域事情を考慮し、見直しに努められたいということですね。これを最初に持っていく。答申案の「1.見直しの背景」については削除するというので。

見直しに伴う支援体制はこのまま記載し、「5.投票管理人、同立会人」について出てきていた意見としては、区長会等から出てきていただいているので、選任する負担があるという話がありました。見直しは確かに必要になるとは思いますが、答申内容については削除することでよいと思います。

「6.投票環境の整備」について施設に限らず、ソフト面でのバリアフリー化を進めるということで、ハード面、ソフト面で、と変更します。体育館は体育館並びに会場への冷暖房設備に、「3.見直しに伴う支援体制」はそのまま、「7.おわりに」というところで「投票率を低下させないように実施すべきである」と付け加えるということでしょうか。

委員：「投票所の削減及びその他の代替手段などを実施する場合には投票率の低下を招かないよう実施するべきである」という文言を「なお」か「ただし」で付け加えていただきたい。

委員：「7.おわりに」については、意見を併記することは道筋としておかしい。「こういう意見が多数あったので、こういう形で答申します。しかし、少数意見として 37 か所にすべきという意見もありました」と書くのが民主的な審議会の答申だと思っている。今の書き方だとこれもあった、あれもあったと列記するだけになり、実際の方向性がなくなる。結論としてそれではおかしい。

委員：私が言わせてもらった文章は、「民主主義の根幹である市民の投票権を確保する必要がある」、この後に「投票所の削減およびその他の代替手段などを実施する場合には投票率の低下を招かないよう実施するべきである。」と入れてもらいたい。

「審議会では本見直しに対して現状維持とする意見も示された。当初の数どおり削減すべきという声もあったことから」という部分を削除してはどうか。これを消したうえで、「また、見直しに当たっては」だけにしたらどうか。審議会としてはこうであったと答えを出すか。

委員：考え方はいろいろあると思う。それでもかまわないが、審議会がなぜこの答申を出したかという審議の過程と結論を書くことが答申の書き方である。結論に至った経緯が議事録参照では忍びない。答申書が最後のまとめであるから、少数意見があったのは事実で、そのうえで投票所の数に対しての多くの皆さんの意見がこのような結論になったという審議の過程を示したい。

委員：現状維持も書いて削減も書くのであれば激変緩和措置も書かなければならない。その3つを書くのか、激変緩和措置に対する意見が多かったわけだから、「審議会では激変緩和措置に対する意見が多かった」と書くのか。

委員：急激な変化は望まないのは確かである。

副会長：そこは残すということで良いですね。

委員：そこは審議会の根幹にかかわってくる場所だと思う。住民の皆さんにも審議会はどうかだったのかというのが伝わらないといけない。

副会長：急激に減らしてもらったら困るという根底があり、いろいろ議論してきたというところがあるので、激変緩和措置をとっていただきたいというのは残すべきですね。

委員：最初に言及されたオンライン化といった部分がないように思う。

委員：確かに言ったが、答申に書いてもらおうとは思っていない。「4.投票率向上への取り組み」※について「過度な助長」の「過度」はいらぬ。「投票に行けない場合に設けられている制度であるため、助長は控える」くらいでお願いしたい。

副会長：「過度」という言葉はどのような意図ですか。

委員：当日投票に行けない人が使う制度なので、それを考えた場合、反していると思う。市が「当日いけない方は期日前投票に行きましょう」ならいいが、「当日に行かなくていいから期日前投票行きましょう」はよくない。

副会長：文言等の追加修正がたくさん出ておりますので、もう一度答申案という形で作成し、後日改めて郵送させていただくということでよろしいでしょうか。答申案を見ていただき、今まで審議してきた内容と大きく異なるところがなければ再度集まっていただく必要はないと思いますが、文書を送付させていただき、皆さんからのご意見等なければそのまま提出という形になりますが、いかがでしょうか。

委員：もし可能であれば、会長がご不在で副会長が代理を務められている。認めていくにしても、最終的に副会長の判断という形になってしまうため、会長代理と副会長の形にすべきではないのか。

副会長：会長副会長のもとにということですが、私が代理を務めているので、もう一

人ということですね。

委員：ここに対しての意見の割れ方でいくと私と委員の意見が大きく割れているように感じている。もし可能であれば、皆さんで確認はしていただくが、できればもう一回議論の場が欲しい。皆さんの同意がいただけるのであれば、副会長と委員と私と事務局とで最終確認をして素案を作り上げるというのは難しいか。

副会長：素案という形で作成し、いったん委員の皆様にお送りさせていただきます。その素案作りから参加されたいということではよかったですでしょうか。

委員：事務局はあくまで議事録作成のためにいてもらい、答申案を一度整える場をいただくことはできないか。

委員：今ほぼ確認できたので、送っていただいて違うところがあれば連絡する。そうでなければそれでいいと思う。

副会長：今の内容を答申として出させていただいて、ちょっとした文言の違い等が出てくるとはと思いますが、大まかな方向性は皆さん統一されたと思いますので、送らせていただき、皆さんからご意見等があれば訂正してということで、皆さんに集まっていただくというのは、出てくる必要があれば出てきていただくということですね。

委員：これで一応終わりにして、出してもらった案に問題があれば、ただ概ねまとめてもらったのではないかと思うが、訂正があれば連絡することでもいいのではないかと思う。

副会長：ほかにご意見ありますでしょうか。

委員：出てきて意見を誰が整理するか。

副会長：今いただいた意見をもとに文章にしてまとめるのは事務局です。

委員：同じ箇所ですれている意見が出てきた場合、この修正は誰がするのか。

副会長：2つの意見の違いというのは今のところないですね。割れている部分というのは確認させていただいたと思います。

委員：2委員と副会長とでまとめられるのは、最終案の前に集まるということか。

委員：はい。

委員：先に集まるのであれば、意見が出てくることはないと思う。

委員：意見が出てきたときに文言修正があると思う。文言修正の時に被った場合に、どなたがそれを調整するかのみを教えてください。

副会長：意見が違う場合ですね。

委員：はい。

副会長：答申案を出させていただきます、皆さんにお送りします、そのあとですね。今回で方向性は統一したので、違う意見が出てくることはないと理解しています。文言のちょっとしたニュアンスの違いだけだと思いますが。

委員：そのニュアンスの話をしている。

委員：私も参加させていただきたいと思う。以前、他の委員会において最後のまとめの段階で40人くらい委員がおられたので、文言の修正は委員長一任ということだったが、送られてきたところに出てきた意見を委員長に連絡して、ご理解いただきたいとお伝えしたことはある。そういう風にならない案を作るのが私たちの責任かなと思う。方向性が決まっているから我々に小委員会のような形式で議論させていただきたいと思う。

委員：ここからの文言の一言の修正が結構大変になってくる。

副会長：これまで参加してきた審議会では、事務局が作成したものを基に進めてきたこともあり、委員のみで作成するという形は私自身としては初めてです。

委員：もちろん事務局には作成の支援には入ってもらおう。

事務局：本日も様々なご意見をいただきました。まず本日の意見を受けて、副会長、2委員、事務局が集まり最終の答申案を調整した後、委員の皆様へ送付することとし、特にご意見がなければ最終の答申として、集まる必要がある意見が出てくれば、全員で集まっていただくということでもよろしかったでしょうか。

委員：意見なし

副会長：最終の答申を選挙管理委員会にお渡しする日について、委員の皆様への出席は

いかがでしょうか。

委員：日時が決まり次第、案内してもらい都合がつけば参加するという事です。

副会長：それでは委員の皆様には改めてご案内いたします。本日も、長時間にわたりありがとうございました。

以降は答申案について特にご意見がなければ、本日で審議会は最終となります。会長が委員を辞退されるということもございましたが、皆様のご理解とご協力により本日まで進めることができたことに感謝いたします。

当初予定していました以上の長期にわたり、本当にありがとうございました。

16時45分 終了